

熊谷市生活排水処理基本計画の概要

1 生活排水処理基本計画とは

公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくための基本方針を示すもの。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村に策定が義務づけられている。前計画は、平成 27 年度に策定されている。

2 計画策定の目的（背景）

埼玉県が令和 2 年度に「埼玉県生活排水処理施設整備構想（平成 28 年度策定）」（以下「県構想」という。）の見直しを行う。これに伴い、県内市町村は、令和元年度中に県構想の基となる前計画の見直しが求められている。

3 策定方法（見直し方法）

県が示した「作業マニュアル」に則って行う。

| | |
|-----------|--|
| 目 標 年 度 | 令和 7 年度 |
| 目 標 値 | 生活排水処理率 100% |
| 基 準 年 度 | 平成 29 年度 |
| 将来人口の設定方法 | 「埼玉県の市町村別将来人口推計ツール」を利用 (令和 7 年度における本市の人口 184,331 人) |

4 整備方針

作業マニュアルに基づき、基準年度を平成 25 年度から平成 29 年度に改めて検討した結果、前計画の整備方針を継続するものとする。

| 整 備 手 法 | 整 備 方 針 |
|---------------|--|
| 公 共 下 水 道 | 荒川左岸側において、整備効果の高い人口密集地区である市街化区域の整備を進める。 |
| 農 業 集 落 排 水 | 新規着手は行わず、既存施設の適正な維持管理を行いつつ、隣接する施設の統合・再編を目指し、維持管理コストの削減を図る。 |
| 合 併 処 理 浄 化 槽 | 公共下水道、農業集落排水の整備区域以外について整備を行い、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換と適正な維持管理の促進を図る。 |